

遠隔授業における受講人数の緩和

令和8年4月23日（木）

熊本県

ボストン・コンサルティング・グループ合同会社

- ・ 少子化や人口減少の中、熊本県の教育現場では、生徒数の減少や教員不足等の課題を抱えている。
- ・ 課題へ対応する取組みの一つとして、小規模校の授業の充実のため、遠隔授業にも取り組んでいる。

くまもと新時代教育大綱

第4期熊本県教育振興基本計画

<基本理念> 自らの可能性を拡げ、未来を切り拓く熊本の人づくり

- <基本目標>
- ① 変化の激しい時代に対応した質の高い教育の推進
 - ② 共生社会の実現に向けた教育の充実
 - ③ 世界に羽ばたく志ある人材を育てる魅力的な学校づくり
 - ④ 活力あふれる熊本の実現に向けた文化・スポーツの振興
 - ⑤ 災害からの復旧・復興及び記憶の伝承、『こどもまんなか』視点での教育施策の推進

基本的方向性	6 魅力ある学校づくり ・ 県立高校の魅力化推進 ・ 才能や個性を伸ばす教育	7 子供たちの学びを支える環境づくり ・ 教育DXの推進
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化による生徒数の減少 ・ 私立高校の授業料無償化による公立高校志望者減少の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」の実現 ・ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「スーパーサイエンスハイスクール」による理数教育の充実 ・ 「国際バカロレア教育プログラム」の導入 ・ 地元自治体や地域の企業、大学、他の高等学校など多様なパートナーとの連携した学びの推進 ・ ICTを活用した遠隔授業等による小規模校の教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員の指導力向上のための研修の充実 ・ 県立高校における1人1台の端末の整備

熊本県における遠隔授業の取組

■ 文部科学省指定事業として、遠隔授業を通じて多様な学習の機会を小規模校へ提供する取組を推進

- ・ 文部科学省「地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業（COREハイスクール・ネットワーク構想）」（令和3年度～令和5年度）
- ・ 文部科学省「各学校・家庭・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業（学びの機会の充実ネットワークの構築）」（令和6年以降）

■ 遠隔授業で使用する機材

モニター、カメラ、マイク等

※ 先端的遠隔教育技術は活用していない

■ 遠隔授業例（令和7年度）

※ 受講人数合計が40人に近い遠隔授業を中心に掲載

配信教科	配信側		受信側	
	学校名	生徒数	学校名	生徒数
数学	第一高校	37人	小国高校	3人
商業	球磨中央高校	21人	小国高校	11人



現状

中山間地域の高等学校では教職員数が限定的。

→学校や生徒のニーズに応じた多様な科目開設や習熟度別指導が困難な状況が生まれている。



解決策の一つとして、熊本県内の高等学校の一部では、**大規模校と中山間地の小規模校を同時接続した遠隔授業**を実施。

課題① 現行の通知（※）において、対面・遠隔等で同時に授業を受ける一学級の生徒数は**原則40人以下**に制限。

※「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について（通知）」（令和6年2月13日付け5文科初第2030号文部科学省初等中等教育局長通知）

→**配信側と受信側の教室の生徒数がそれぞれ40人以下であっても、それらを合わせて40人を超えて同時に授業を受けることはできない。**

配信側及び受信側の合計は、原則40人以下



配信側



受信側

○受講人数の制限により、効率的かつ適切な教育の実施に支障をきたしている。

大学受験を希望する小規模校の生徒が、市内の大規模校と合同で授業を受けようとした際に、40人を超えるという理由により授業への参加を諦めざるを得ない事例も発生している。

→**遠隔授業を受講する生徒数の上限の緩和について文部科学省に提案（令和7年4月）**



文部科学省 回答

①規定の趣旨は、できるだけ生徒の個性に即したきめ細かい指導を行うことにあり、遠隔授業を受講する生徒数についても同様。

②遠隔授業に係る実証研究において、配信側の教員による見取りの難しさについて指摘されていることも踏まえると、規定を超えて緩和することは適切でない。

なお、特段の事情があり、かつ、教育上支障がない場合には40人を超えて実施することは可能なため、各学校及び管理機関において適切に判断いただきたい。

課題②

「教育上支障がない場合」として40人を超えて遠隔授業を行うことが可能な基準が不明瞭であるため、どのような事例が今回の場合に該当するかについて判断が難しい。
(学校任せであり、地域で対応が異なる)

→**学校側も単位が認定されなかった場合のリスクを考慮すると、判断に躊躇せざるを得ない。**

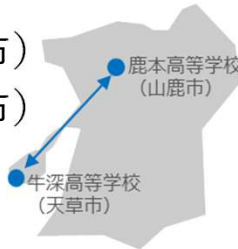
「令和7年度 先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業」 実証

- 遠隔授業の柔軟な活用のため、受講生徒数の規制緩和に向けた課題や対応策について、先端的遠隔教育技術を活用した実証授業等を踏まえて検討。
- 受講生徒数等に変化を付けて実証授業を複数回実施し、実証授業後の教員及び生徒へのヒアリングやアンケート調査等を行うことにより、効果検証を実施。

■対象

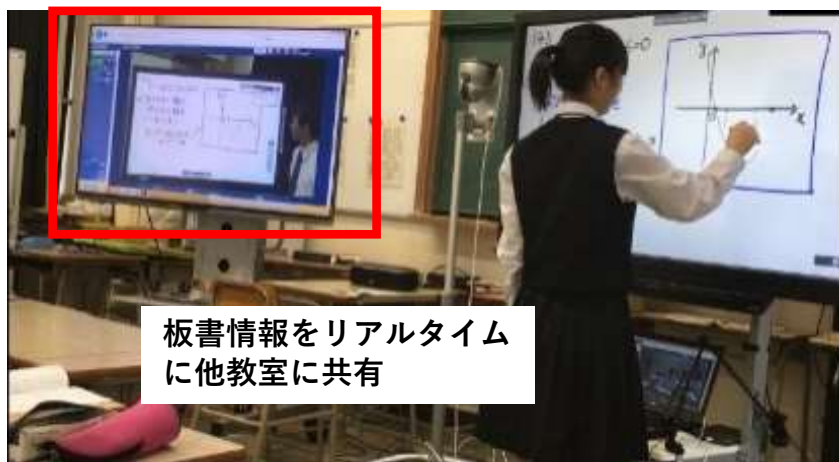
多様な科目開設と必要な専門教員の配置が進んでいる学校から「配信校」を、教員配置が困難な小規模校から「受信校」を選定

- 配信校：熊本県立鹿本高等学校（山鹿市）
- 受信校：熊本県立牛深高等学校（天草市）



■活用する先端的遠隔教育技術

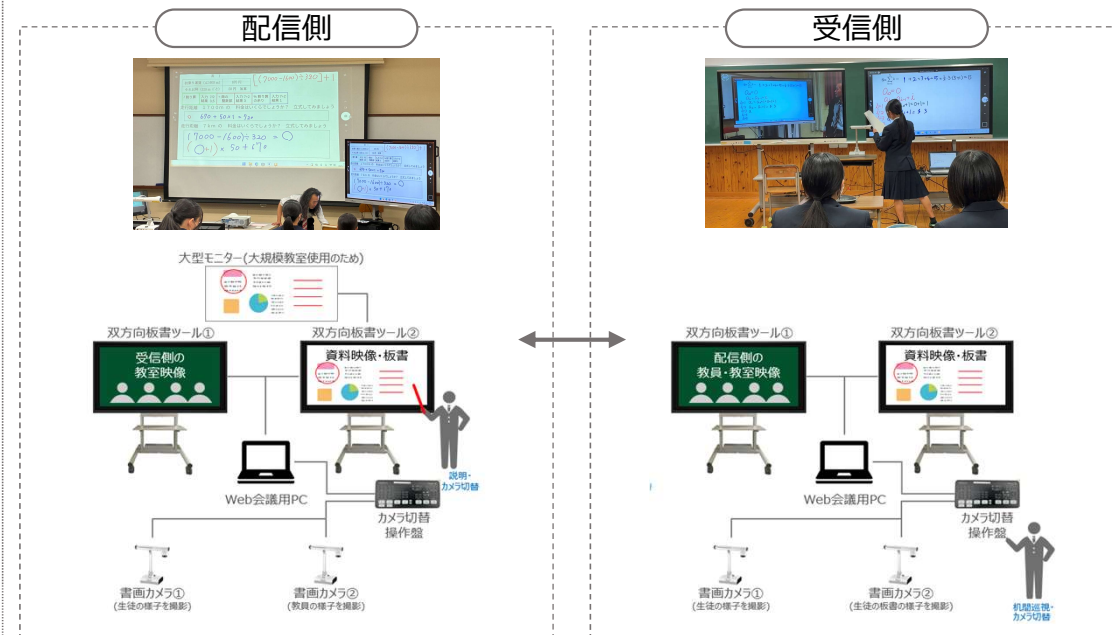
- 双方向板書ツール (xSync Prime Academic)**
板書内容について、リアルタイムの共有や双方向の書き込みが可能 ※本調査では、上記の技術を「ツール」と表記



■実施内容

座学がメインで、大学進学を目的とした教科「情報」の課外授業において、下記4通りの実証授業を実施

- 授業1：ツールなし×受講生徒数少（配信校：21人、受信校：7人）
- 授業2：ツールなし×受講生徒数多（配信校：38人、受信校：6人）
- 授業3：ツールあり×受講生徒数少（配信校：18人、受信校：7人）
- 授業4：ツールあり×受講生徒数多（配信校：33人、受信校：7人）



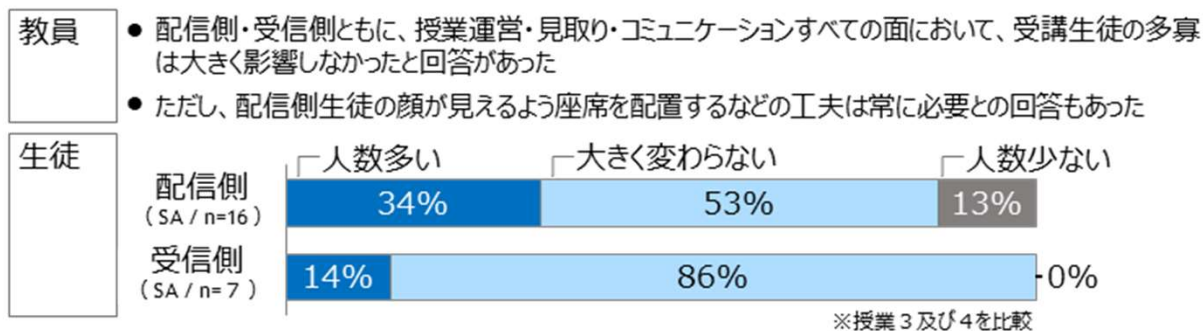
「令和7年度 先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業」 実証成果

【検証結果】

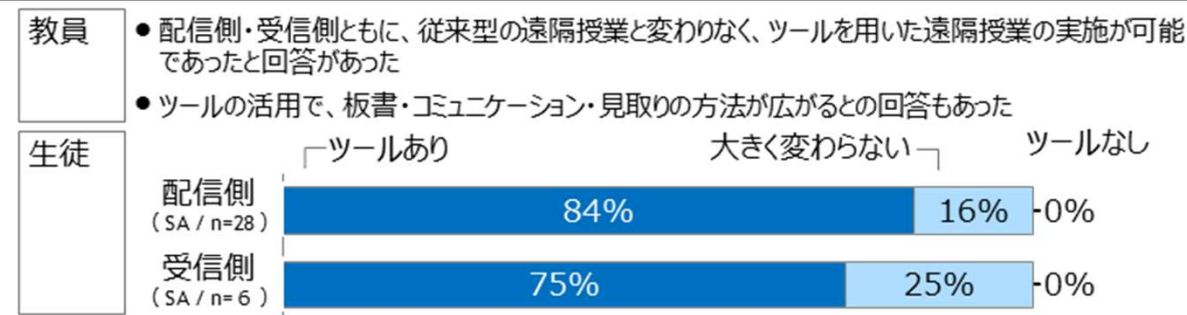
- 受講生徒の多寡は、教員による授業実施や生徒による授業理解／参加に対して、ほぼ影響しないことが確認された
- ツールを活用した授業は、教育上大きな支障なく、従来型の遠隔授業と遜色ない形で成立する可能性が高いことが確認された
 - 投影教材や板書等の見やすさ、生徒の思考過程を可視化できる点において、ツールならではの付加価値を創出し得ることを確認
 - 受信側の生徒と配信側の教員とのやりとりの場面において、ツールが有効に機能していることを確認

<参考：アンケート・ヒアリング結果>

1. 受講生徒の多い授業と少ない授業では、どちらの授業が（理解/参加）しやすかったか？



2. ツールありの授業とツールなしの授業では、どちらの授業が（理解/参加）しやすかったか？



熊本県における遠隔授業の取組から得られる示唆

「40人」を大きく超えなければ、遠隔授業における受講人数の多寡は「教育上の支障」に大きく影響はしない

- 本事業の実証調査では、「教育上の支障」が発生しうる場面として、教員による授業の提供や生徒の見取り、生徒による授業内容把握・理解、生徒・教員間や生徒同士のやり取りなどを想定し調査を行ったところ、大きな問題は発生しないことを確認

また、先端的遠隔教育技術(双方向板書ツール)などを活用することにより、受講生徒の様子に合わせて学習環境の工夫を行うことも可能

- 本事業の実証調査では「双方向板書ツール」を導入
- その結果、①投影教材や板書等の見やすさ・生徒の思考過程を可視化できる点においてツールならではの付加価値を創出し得ること、②受信側の生徒と配信側の教員とのやりとりの場面において特にツールが有効に機能していることを確認

「遠隔授業における受講人数」に対する提案

**遠隔授業を実施するにあたり、
「特段の事情があり、かつ、教育上支障がない」場合として想定される
40人を超えて授業を実施することができる事例等について
通知等で明確化していただきたい**

①高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）第7条

同時に授業を受ける一学級の生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

②高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について（通知）」（令和6年2月13日付け5文科初第2030号文部科学省初等中等教育局長通知）別添3 高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項第1

2 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下この節において「法」という。）、施行規則及び高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）等の関係法令に基づく授業とすること。特に、以下のような事項に留意すること。

- (1) 高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては、高等学校設置基準第7条の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として40人以下とすること。この場合、**受信側の教室等のそれぞれの生徒数が40人以下であっても、それらを合わせて40人を超えることは原則として認められないこと。** 特別支援学校の高等部にあつては、施行規則第120条第2項の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒は原則として15人以下を標準とすること。この場合、15人とは配信側及び受信側の教室等の合計数であることに留意すること。